

中世仏教と武士との関係：円覚寺所領をめぐって

TOMIZUKA, Tomoo / 富塚, 智夫

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

15

(終了ページ / End Page)

28

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010671>

中世仏教と武士との関係

——円覚寺所領をめぐって——

富 塚 智 夫

はじめに

円覚寺の所領については、古くは堀田璋左右氏の『鎌倉円覚寺の所領』（『歴史地理』第一巻第一号）があり、最近鎌倉市史編纂委員会編『鎌倉市史・史料編二』の出版を機として、貫達人氏の『鎌倉円覚寺の所領について』（『東洋大学記要』第十一号）および『鎌倉市史・杜寺編』などがあり、円覚寺の所領を列記し、その変遷過程が述べられている。

この小稿は、それらを真正面から批判しようとするものではない。ただそこで展開される具体的な事実の中に、中世の一寺院たる円覚寺が中世武士との関係において、その時代に演じた役割とその意義とについて私見を述べようとするものである。

円覚寺は鎌倉市山ノ内にあり臨済宗円覚寺派大本山、開基は北条時宗、開山は無学祖元であることは改めて述べるまでもない（1）。

時宗は深く禅宗を信仰し、弘安の役の翌年弘安五年（一二八二）戦亡者の冥福を祈るを目的として（2）、本格的な禅宗寺院を建立せんと欲し、工匠を宋国に派して径山寺を模して本寺を造営した。

弘安六年（一二八三）七月、時宗は当寺を幕府の祈禱所となし（『北条時宗書状』36）、次で延慶元年（一二三〇）八月、建長寺と共に貞時の申請によって定額寺となった（『太政官符』250）。このことは北条氏の私寺が官寺としての性格を付与され（3）、北条氏の庇護下に寺の財政が順

調に拡大していったことを意味する。

その間、多くの寺領が寄せられた。

弘安六年七月十八日に正式に將軍家（惟康親王）から認可をうけ、円覚寺は將軍家の祈禱所となり、寺領として、尾張国富田庄・富吉加納、上総国亀山郷が寄進された。寄進者は言うまでもなく時宗である（「北条時宗申文」²²・「関東下知状」²³）。時宗は、これより先の弘安六年三月二十五日に尾張国富田庄を寄進し、円覚寺の奉行人をして実検使を遣わし公私の得分を詳細に知らせており（「北条氏時宗執事奉書」²⁴）、六月八日には上総国畔蒜南庄亀山郷を（「円覚寺文書目録」²⁵）、また九月二十一日には富田庄の年貢運上のための宿・兵士役を在所の地頭に命じたことが見える（「尾張国守護^{中条左衛門尉書下}」²⁶）など円覚寺所領の初期の気配を呈している。

この円覚寺の所領は日本荘園の成立過程において初期荘園形態とは、その成立事情と経営形態において全く異なる荘園、つまり、寄進地系荘園（4）の成立して来た事実を見るのである。

尾張国富田庄

鎌倉末期から南北朝初期のものと思われる当寺所蔵重要文化財の古図（6）（史料編第二、一八六頁）があってその概略を知ることができる。それによると富田庄の境域は、東

は庄内川を隔てて愛知郡一楊御厨に接し、西は庄内川と分れて西流し河辺、伊麦里の間に南に転じ蟹江の西方を流れて海に入る川と境し、南は海に面し、北は北馬嶋に及んでいる。同庄を構成する里のうち草壁里・新家里・伊麦里・服織里・畠田里・富田里・春日里・横江里・稻村里などがほぼ正方形をなしているのは、古代条里制の名残りを示すものであろう。なお荘内に存在する成願寺・比叡社などは荘民信仰の中心をなしていたと思われる。以上の如く富田庄は十二ケ里（古図・円覚寺新文書目録²⁷）を主体とし上下六ケ里に分れ上庄・下庄と呼んでいたものらしい（「円覚寺文書目録」²⁸）。ほかに北馬嶋領家姉小路三位家など見え非常に複雑な土地であったものと想像される（「六波羅下知状」²⁹）。

富田庄寄進の時期および寄進者は既に述べたが、同庄内得真村は正安二年（一三〇〇）二月十七日の寄進である（「円覚寺文書目録」³⁰）。この様に富田庄と一口にいても内容は極めて複雑で弘安六年にまとめて寄進されたものではないようである。この庄は古く康和五年（一一〇三）頃、右大臣藤原忠実の所領であったから、鎌倉末期から南北朝にかけて近衛家が年貢を収納していた事実を見るのは不思議なことではない（6）。承元五年（一一二一）、北条義時が地頭請所として領家年貢のことにつ

いて請文を出しているが、それによると、

尾張国富田庄領家年貢事

右於二年貢一者、任承元五年北条殿御請文、可レ有沙汰之處、連々対捍之間、雖レ及訴訟、所_レ不_レ論損否、毎年十一月中旬拾貫文、可_レ京進之由、被_レ出請文之上者、云_レ未進訴訟、云_レ巡見使之入部、被_レ停止一畢。但佃参町者自元請分之外、雜掌進止今更不_レ可有子細。若背此請文及違々違犯一者、且興行本所、且任承元本請文、可_レ有沙汰一者也。仍爲後日之狀如レ件。

嘉暦二年五月六日

有宗

とあり、嘉暦二年（一二二七）改めて一一〇貫文で地頭請所としている（尾張国富田庄領家雜掌_{有宗契狀}「274」）。

ここに、武士の莊園侵略の一方法としての年貢の抑留対捍という形が現われている。このように、年貢未進の訴訟が頻繁に起るが、領家側は、もし反対すれば、幕府をうしろ楯とする円覚寺と争うことになるので、長いものにはまかれるの事無かれ主義と、相手が寺であるから帰敬の志によつて、そのような訴訟のわずらわしさを嫌い、また確実に一定額の年貢を確保することを考えて、ここに地頭による請所の制を生み出したわけである。この地頭請所は一般的に鎌倉初期からみられるが、中期以後、地頭層の勢力伸長にもなつてより多くなつていった。請所となると、その莊園の地下地の進止は全く地頭の手中に委ねられるわけで、地頭の在地領主化が

中世仏教と武士との関係（富塚）

進む結果となる。すなわち領家の莊園に対する実質的な支配力が一歩後退したことを示すわけである。

このほか成願寺については正応五年（一二九二）六月二十四日の下知状があるが、先の富田庄古図に見えるほか知ることはできない（「円覚寺文書目録」260）。

富吉加納も古図に見えるように、富田庄の西方に富吉庄があり、その中の河辺・牛踏・蟹柳・鷲尾の四郷のことである（「足利義詮御判御教書」2157）。

この富田庄の寺に納める年貢米は一四二石八斗であり、錢は一五〇六貫八八文であるが、「円覚寺年中寺用米注進状」213・「円覚寺米錢納下帳」214・「円覚寺寺用米錢注進状」218らに富吉加納の項は見当らない。恐らくその年貢は富田庄年貢米錢の中に含まれているのではなからうか。

上総国畔蒜南庄亀山郷

先にも触れたように、弘安六年六月八日、時宗の寄進である（27、28の申文・下知状のほか「円覚寺文書目録」260）。この庄は古く吾妻鏡文治二年（一一八六）六月十一日の条に、頼朝がこの地頭職を熊野別当に寄付せし事などが見え、文保二年（一一三八）三月二十五日の実検帳があつたようだが今は何も知ることはできない（「円覚寺文書目録」260）。

この亀山郷の寺に納める年貢米は一四一石、銭は六八貫五八〇文で、富田庄の約一割弱となっているが、そのほか大豆・炭・薪など生活必需品を供していたことを知ることができる〔円覚寺年中寺用米注進状〕213・「円覚寺米銭納下帳」214〕。

や時代は下るが暦応二年（一三三九）の「將軍家足利御尊氏御教書」から以上述べた富田庄および篠木庄の年貢米が海上運送されたものであったことが知られる。関米免除の特権を有する円覚寺寺用米に対し、飯島の関所が富田・篠木両庄の替米を円覚寺々用米ではないという理由で関米を課したので足利尊氏からこれを禁止されている（後にも述べるが、この事は足利氏の禪宗への帰依を意味はしまいか）。これは戦乱のため海上交通が不安となったため他所の米を替米として円覚寺々用米に当てたためと思われる。

正観寺上畠・小福礼中山上散在小畠

弘安七年（一二八四）九月九日、円覚寺知事の申請によって時宗が寄進し菜園としたものであろう（「北条氏宗時宗公文所奉書」217）。

以上の寺領からあがる年貢米銭および生活必需品で法事法会の費用、僧一〇〇人、行者人工一〇〇人、承仕役人等二〇人、洗衣四人、方丈行者六人、下部等三十八人計二六八人の日常生活が賄なわれたわけである（円覚寺

年中寺用米注進状〕213〕。この史料から円覚寺当初の規模を知ることができる。

しかし弘安十年（一二八七）十二月二十四日と正応二年（一二八九）十二月十二日の二度にわたって火災があり諸堂が焼失し、また、永仁元年（一二九三）四月十三日の鎌倉大地震には、建長寺が倒壊の上炎上している。から円覚寺にもその影響があったものと思われる。このように建物には火災があり修理を要するし、僧衆も、永仁二年の（「北条貞時禪院制符条書」220）には見えない人数が、乾元二年の（「崇演北条貞時円覚寺制符条書」221）には「不可過式百人」とあり、元亨三年の（「北条貞時十三年忌供養記」222）には「本寺三百五十人」と見え嘉暦二年の（「崇鑑北条円覚寺制符条書」223）では「不可過式佰伍拾人」といい、暦応三年の（「足利直義円覚寺規式条書」224）「於当寺者、可為三百人也」「但し現在居住せるものはそのままとし、自然に減少して三〇〇人以下となるまでは、新らたに掛塔を許すべからず。」とあり、文和三年の（「鎌倉御所基禪刹規式条書」225）では「大刹者動及過増」とあり、それが貞治三年の（「円覚寺評定衆連署規式条書」226）では「可為四百人之由」とあり、永徳元年の（「室町將軍家義禪院法式条書」227）になると「大刹五百人、貞治法式定之了、然或七・八百人、乃至一千・二千云々」と述べ

である如く増々増加の傾向にあるので当然寺領も追加されなければならなかったわけであるし、この事実からも大きな寺院の財政の豊富を想察することができる。果して以下のような事例があげられるのである。

越前国山本庄

弘安九年二月四日に寄進された〔円覚寺文書目録〕2-60)が、この寄進状は方丈炎上の時に紛失してしまっており今はない。古くは寛喜元年(一二二九)に坊城女房の申請によって山本庄預所職および地頭職を有栖川清淨寿院領として、得宗の管領するところであったが、源実朝の追善のために堂を建立し、堂領を寄付したもので、建治三年(一二七七)七月四日時宗がこれを拝領し〔將軍家藤原下文〕2-80)、その後、永仁六年には円覚寺の造営料所となっていたらしい。円覚寺造営終了後は返付すべしとある〔北条氏時下知状〕2-32)。

時代は下るが、元亨三年(一二三三)の北条貞時十三回忌に際し、北条高時、貞時後室安達氏等が円覚寺の法堂を再建するについても、また山本庄が造営料所となった。これに要する材木採取の所々として、この時、年貢は千六百貫、請料は年に千貫となっている。給主山本太郎家光・伊賀房信慶等は二年分の請料をだすことができず辞退したので、武幸胤将は二千貫を先き払いすること

により、二年間に千二百貫、すなわち六割二分五厘の利益を得たことになる〔北条貞時十三年忌供養記〕2-60)。

鎌倉時代中期以後、御家人の間で貧富の差が甚しくなり、遂には幕府の保護干渉の効もなく所領をもたぬものが多数あらわれる一因として、この様なこともあったのであろう。

尾張国篠木庄

正応六年(一二九三)六月二十五日に至って長講堂領尾張国篠木庄が造営料所として寄進され〔北条貞時書状〕2-23)、永仁三年(一二九五)七月三日には將軍家下文をもって永代寄進となった〔円覚寺文書目録〕2-60)。この庄は、正応五年から永仁三年まで、領家に年貢を納めなかったらしく、領家が幕府に訴訟したので、四年分の年貢、一年一九〇貫文、計七六〇貫文を領家に納めて解決した〔尾張国篠木庄領金年貢返抄〕2-26、2-27、2-29、2-30)。これについて和与の院宣が下された。これによると篠木庄は地頭請所として、すでに六十余年も経過しているが、ここに円覚寺をして篠木庄の地頭請所とし、領家も和与状および院宣によって円覚寺の請所であることを認め、毎年十月に請料を支払うことを約し和した〔関東下知状〕2-31)。

これは鎌倉時代を通じて、同一の土地に及ぼす二権力の相剋が繰返されたよき例で、幕府としては、一方では地頭に對

して莊園における年貢公事の対峙をいましめ、莊園領主の莊園支配を妨げる行為を非法として扱ったが、他方では現地における地頭権の伸張を保護する態度も顕著であった。莊園におけるこのような矛盾は至るところで現われた⁸⁾。地頭に對する職務上の支配権は依然として莊園領主がこれを有するが、それはもはや形式的なものに過ぎず、地頭の身分上の支配権は領主にはなく、これを進退する権限は幕府にあったのである。従つて地頭が非法を働いても、領主は自己の一存でこれを改易することはできず、必ず鎌倉幕府に訴えて、その処分を待たねばならなかったわけである。その結果地頭の不法についての訴訟・相論が頻発し、このことが莊園制そのものの決定的な変質を招くことになったのである。

また、和乎についても、地頭對莊園領主の所務相論の解決手段として執られた場合が多く、後出の中分と共に武家の勢力の伸張の過程において、すなわち莊園領主の権力失墜の過程において、その果した社会史的意義は重要であつたといえよう。

篠木庄は古く天養元年（一一四四）九月、立卷した莊園である。美福門院の御領で、尾張国の諸郡に散在していた畠をまとめたものであつた（「皇后宮職領尾張国篠木莊文書案」二二）。

さて、永代寄進となつた篠木庄は、二日後の永仁三年七月五日、常住の修造料とされたのであるが、翌四年七

月三日には寺用の不足分に当てられている（「円覚寺文書目録」一〇〇）。このことは、火災炎上後の復旧がなり寺の拡大したことを意味する。

以上の越前国山本庄および尾張国篠木庄の寺領によつて、寺の經常費、修理・造営費が賄かなれたと見ることができる。

上野国玉村御厨内北玉村郷

弘安九年（一二八六）正月二十三日、幕府が北玉村の所出物を、時宗の墓堂（仏日庵）の仏事用途に当てるため、同所の沙汰人をして寄進したものである（「鎌倉幕府奉行人連署奉書」二二五）。所出物の注進状は弘安八年と思われる十二月二十七日の奉書があつたが今はないようである（「円覚寺文書目録」二〇〇）。

下総国大須賀保内毛成・草毛両村

正応三年（一二九〇）五月十九日、神四郎入道了義の寄進で、この両村はもと大須賀胤氏が神四郎に売つたものである（「関東下知状」二二五）。寄進状置文および永仁六年四月十二日の安堵下文があつたようだが今はない（「円覚寺文書目録」二〇〇）。

出羽国寒河江庄内五箇郷

永仁三年（一二九五）閏二月二十五日、寄進者は貞時である。恐らく時宗の仏事供養料と思われるが、出羽国

寒河江庄内で工藤刑部左衛門入道が知行していた五ヶ郷、つまり吉田・堀口・三曹司・両所・窪目を太陽寺の替として仏日庵に寄せ、その公事は免除された（「北条氏貞執事奉書」255）。仏日庵は北条得宗家の墓所であるため、その得宗の当主たる貞時が認証して寄進状を出し、執事長崎光綱の奉書が添えられたものであろう。

浜木屋地

永仁五年（一二九七）九月二十四日の寄進である。寄進状一通とあるほか何も知ることはできない。（「円覚寺文書目録」260、268）。

相模国山内庄内吉田郷内

嘉元四年（一一三〇・六）九月二十七日、貞時が吉田郷内の田一町、在家一字を正観寺前の地の替として寄進したものである（「崇演^{北条}貞時寺領寄進状」256）。が二年後の徳治三年七月二十七日に貞時は再び正観寺前の地と替えている（「崇演^{北条}貞時書状」254）。正観寺前の地はどこを指すのか知り得ない。

尾張国中嶋郡南条下池部里内今村福満寺々職の畠地、嘉元四年（一一三〇・六）十一月十八日、沙弥覚蔵ほか十五名連署の寄進である。円覚寺に納める代金は三貫五〇〇文で、畠地は三町五段で一反当り一〇〇文である（「覚蔵外十五名連署寺領寄進状」254）。この事は覚蔵の父、貞親

が私領の畠地を熱田社の上分御燈油畠地に寄進したことにならない覚蔵も将来の牢籠を絶とうと寄せられたものである。

池尻

嘉元四年（一一三〇・六）十一月十八日の寄進であるが、（「円覚寺文書目録」268）に寄進状一通と見えるほかは何も知ることはできないが、日付の点から考察すると前掲の尾張国中嶋郡南条下池部里内今村福満寺々職畠地の文書かも知れない。

円覚寺毎月四日大齋結番

徳治二年（一一三七）五月、貞時が亡父時宗の大齋料を御内人等に命じている（「崇演^{北条}貞時判円覚寺大齋料結番定文」254）。これは得宗家が家臣に法事の費用を課したもので一種の寺領寄進といえよう。

播磨国五箇庄内爪草北村

正和四年（一一三五）六月二十一日、得宗の被官、安東道常が、高時の許可を得て、得宗の恩給地であるこの村を、自分の死後に寄進することを約し、まず上分のうちの一〇貫文を貞時の仏事の費用に施入し、仏事用途のほかは寺にまかせ使用すべしとし、その下地の所務は関屋忠政をして行なわしめた（「道常^{安東平内右衛門入道}寺領寄進状」258・「道常置文」259）。（「円覚寺文書目録」268）。

尾張国春日部郡林・阿賀良村

元亨二年（一三二二）六月二十七日、沙弥淨円・源助良・沙弥心蓮・僧宴源・橘盛保・僧盛尊ら六人の寄進である。この両村は春日部の郡司範俊が開発したものであるが、篠木・野口等（開発者は同じ）の関東御領とは違い別相伝の地であり年貢を納める理由は全くなかったが、幕府をうしろ楯とする円覚寺が開発者が同じであるという理由から不当に納めさせたもので、寺領の拡大の片鱗がうかがえる〔尾張国林・阿賀良両村名主淨円等連署請文〕266〕。

尾張国中嶋郡南条三宅郷内国分・溝口両村

正中二年（一三三五）二月十五日、沙弥蓮淨の寄進であり、この両村の田畠は、蓮淨の先祖が開発し代々知行していたもので熱田社を本家としていたところであった。菩提・現世安穩を祈り円覚寺に寄せたものである〔蓮淨寺領寄進状〕271〕。

以上、上野国玉村郷以下の寄進によって供養料そのほか寺の雑費類が賄なわれたものと思われる。

以上述べてきた所領が、鎌倉時代の円覚寺領であったと考えられる。

註

（1）辻善之助著「日本仏教史」中世篇之二 一七五頁以下

〃 「日本文化史Ⅲ」一四七頁

橋川 正著「日本仏教史」―禅宗の伝播―二三五頁以下
鷲尾順敬著「鎌倉武士と禅」一四八頁以下

鎌倉市史編纂委員会編「鎌倉市史・社寺編」円覚寺の項

玉村竹二著「夢窓国師」―中世禅林主流の系譜―

大野達之助著「日本仏教思想史」臨濟宗の興隆

玉村竹二稿〃臨濟宗教団の成立〃「歴史教育」第10巻第6号

（2）前掲「鎌倉武士と禅」一七九頁

前掲「日本仏教史・中世篇之二」一七五―一七七頁

（3）石村喜英著〃定額寺の性格とその始源について〃「日本歴史」第164号

（4）安田元久著「日本荘園史概説」

（5）前掲「鎌倉市史・社寺編」三五八頁

（6）竹内理三稿〃日本荘園史（第三十四講）〃「日本歴史」第158号では

尾張国富田庄について〃「朝野群載七」に、大膳少進平季政を尾張国富田庄下司職に補任した右大臣家府がある。この時の右大臣は忠実である。「近目録」に京極殿領内とあるのは、忠実の父の代から家領であることを示している。〃とある。

（7）前掲「鎌倉武士と禅」一八四頁

前掲「鎌倉市史・社寺編」三六二頁・三六八頁

「北条九代記」

（8）前掲「日本荘園史概説」一七三頁 荘園の二重支配

(9) 佐藤進一著「鎌倉幕府訴訟制度の研究」二一五—二一七頁

二

元弘三年(一一三三)北条氏の滅亡に際し、時世とはいいながら押領濫妨がつづくが、足利尊氏によって再興される。南北朝時代にも足利氏の帰依によって新寺領が寄せられるが、その規模は概して小さく、その所領も関東に集中する。

以下、建武中興以降の円覚寺所領の変遷過程をみることにする。

後醍醐天皇は、元弘三年(一一三三)七月十二日、寺領を安堵せしめる綸旨(いづこの安堵であるか判明し得ないが)および御祈祷所とする綸旨を出し、翌月十二日には仏日庵を安堵し〔円覚寺文書目録〕2168、翌建武元年二月二十五日には山本庄を安堵せられた〔円覚寺領越前国山本荘具書案〕2180・〔円覚寺文書目録〕2168。

元弘三年八月十六日、後醍醐天皇は富田庄を没収し、中納言三位局へ与えられたようであるが、すぐ寺へ返された〔円覚寺文書目録〕2169。翌建武元年七月十一日には、富田庄・篠木庄の中分を止め年貢を領家に進済すべしとする綸旨案があり〔後醍醐天皇綸旨案〕2183、その綸旨に任せてとする尾張国宣〔2184〕・尾張国目代施行状

(2185)があり、これに関する雑訴決断所牒(2191)および尾張国宣(2192)があるところから、両庄に一時的にもせよ中分が行なわれたことは確かである。

しかし建武三年足利尊氏が京都へ上り、鎌倉幕府の後継者として円覚寺ら禅宗寺院が厚く庇護されたので、主な所領は安堵された。まず、同年九月十五日、元弘以来収公せられし同寺領および知行の地を元の如く安堵せしめ〔足利尊氏御教書〕2193、翌年七月十日には足利直義が寺領安堵の下文を出している。

当寺領尾張国篠木庄、富田庄、国分・溝口両村、越前国山本庄内泉・船津両郷、武藏国江戸郷内前嶋、上総国畔蒜南庄内亀山郷、下総国大須賀保内毛成・草毛両村、上野国玉村御厨内北玉村郷、出羽国北寒河江庄五ヶ郷吉田・堀口・三曹司両所・窪目、地頭職事、任去、季千一月八日官符並関東安堵等、可令知行給之状如件

建武四年七月十日

左馬頭(花押)

謹上 円覚寺長老

とあって鎌倉時代はともあれ、南北朝以後、地頭職であることが明らかであり、この時の円覚寺領は九カ所である。すると鎌倉時代寄進を受けたその他の寺領はどうなっているのだろうか。貞治二年(一一三六)四月の円覚寺文書目録によると

(前略)

不知行所く文書

一通 尾張国今村福万寺名主寄進状

一通 爪草寄進状安東平内右衛門入道

一通 林・阿賀良名主寄進状

一通 同坪付

一通 池尻寄進状

一通 八楠郷文書案

(後略)

と見え、八楠郷以外の四ヶ郷は貞治二年には不知行となつてしまつてゐることを知ることができる〔円覚寺文書目録〕2-168)。

尾張国今村福万寺の場合、寺が契約に違えたら地主、寺僧の雅意に任すとあり〔覚藏外十五名連署寺領寄進状〕2-169)。

播磨国五ヶ庄内蚬草北村については、下地の所務は関屋忠政に行なわしめており〔道常安東平内右衛門入道 置文〕2-59)、林・阿賀良村は円覚寺の威勢によつて寺領とした所であつたから〔尾張国林・阿賀良両村名主浄円等連署請文〕2-66)、北条氏の滅亡とともに当然潰滅する性質のものであつたろう。

尾張国富田庄

富田庄は前に述べたように元弘三年、一旦収公されたが、すぐ返付され、後下庄の領家近衛基嗣に建武四年の年貢を納めなかつたらしく幕府に訴えられているが、すぐ納めて解決しようである〔散位某奉書〕2-110)。〔前関白家近衛御教書〕2-111)。また暦応元年(一三三八)頃、一楊御厨余田方雜掌良勝と萱境について相論をしたが、両者の主張を調べ新たに絵図を作り境を引くなどして解決してゐる〔荒尾宗顕請文〕2-117、2-119、2-122。〔荒尾宗顕代兵庫允長章 請文〕2-18。〔上桑篤光請文〕2-120、2-121。〔足利直義下知状〕2-123。〔沙法院領尾張国一楊御厨余田方預所状官連署和与状〕2-141。〔円覚寺新文書渡目録〕2-148)。

文和四年(一三五五)頃から永和元年(一三七五)の間、しばしば北馬嶋、富吉加納内の四ヶ郷、つまり河辺・牛踏・蟹柳・鷺尾など、大体北の部分が濫妨侵略された〔足利義詮御判御教書〕2-156、2-157、2-158、2-162。〔尾張国守護土岐頼康遵行状〕2-150。〔室町將軍家満御教書〕2-203、2-211)。貞治二年(一三六三)には富田庄田所子息弥三郎にも侵略されたらしく、尾張国の守護土岐頼康には秘計をつくつて保護を求めている〔仏日庵公物目録〕2-166)。永和三年(一三七七)の官宣旨(2-236、2-237)には諸役免除として見えるけれど、嘉慶二年(一三八八)には遂に富田・篠木両庄内の名々が濫妨されてしまふ〔室町将

軍家満御教書」2-297)。そして応永三年(一三九六)六月十九日、尾張国富田庄は、伊勢貞信の所領上総国山武郡堀代・君津郡大崎三ヶ郷と交換してしまふのである(「伊勢貞信奉行入某書状」2-307)。

尾張国篠木庄

建武元年(一三三四)六月三十日、同庄内石丸保・野口村を請所とし(「尾張国宣」2-81)・(「尾張国目代施行状」2-82)、地頭請所であることを改めざるよう領家広義門院(後伏見院女御・藤原寧子)に伝え確認されたのはよかったが(「後伏見法皇院宣」2-86)、翌二年、同庄内大山寺および白山円福寺の住侶らに荊田の狼籍をうけた(「雜訴決断所探」2-99)。翌三年、同庄内野口、石丸保において円覚寺が領家広義門院の所領を濫妨するなどし(「四条隆持申状案」2-103・「広義門院令旨」2-104・「光厳上皇院宣」2-105・「光厳上皇院宣」2-106)、暦応元年(一三三三)国宣を与えて和与(「尾張国宣」2-113・「柳原資明書状」2-114・「光厳上皇院宣」2-115)、翌二年、足利直義の下知状がある。これによると和与の条件として正税米二十両、綿六両および錢二十貫一五〇文を領家に納め、下地は地頭たる円覚寺の進止とすと見えている(「足利直義下知状」2-123)。また同庄内玉野郷が熱田大宮司に濫妨され(「円覚寺知事智重申状案」2-124)、伊勢神宮の賦課である役夫工米の当庄への

賦課責徴の問題が生じたが、將軍居住の地であったため賦課されずに免除されていたものと思われる(「四条隆持書状案」2-128・「光厳上皇院宣」2-129・「伝奏某御教書」2-130・「円覚寺文書請取状」2-160・「將軍家^{足利}義詮御教書」2-181, 2-182, 2-183・「長講堂領尾張国篠木莊具書案」2-204)。永和元年(一三七六)大嘗会米の免除もうけた(「室町將軍家^{義満}御教書」2-218)。富田庄と同様、永和の官宣旨には見えるが、嘉慶二年濫妨をうけた後は見ることはできない(「室町將軍家^{義満}御教書」2-297)。

越前国山本庄

前に述べた如く、建武元年(一三三四)二月二十六日に安堵の綸旨が下されているにもかかわらず、翌月二十四日には湯浅宗顕に押領され(「円覚寺領越前国山本莊具書案」2-80)、一旦寺に返されたが(「円覚寺新文書渡目録」2-148)、建武四年、河保左近大夫らの濫妨があり(「細川和氏奉書」2-108)、康永元年(一三四二)泉・船津両郷を寺家雜掌に打ち渡した(「左衛門尉信忠等連署打渡状」2-133)。貞治四年に墨牛二鋪と墨梅四鋪の絵面を斯波高経に贈り秘計を廻らしたが(「仏日庵公物目録」2-160)、翌年には両郷に高経が半済をおこなったため足利義詮が「禪院寺領、不可^レ混^二本所領^一云々」として半済をとどめ寺に返させており(「將軍家^{足利}義詮御判御教書案」2-185)、至徳元年十二月普明

国師（春屋妙葩）の計らいにより青蓮院門跡尊道親王の寄進で、関東下知状ほか相伝文書を要脚（錢）三万足で買い求めたが、所領の範圍は知り得ない（前大僧都法印某証状（2-188））。永和の官宣旨には見えるが、嘉慶二年（一三八八）三月二十八日、伊藤景氏が泉郷の公文職成万名の代官として、同名の年貢・公事を規定どおり同寺に納むべき請文を見てからは（伊藤景氏請文（2-236））、円覚寺文書には山本庄の名が見えない。

尾張国中嶋郡国分・溝口兩村

兩村については（円覚寺文書請取状（2-186））に高越州師泰の施行と見えるほか、永和の官宣旨に見えるのみである。

出羽国寒河江庄五箇郷
吉田・堀口・三曹司・兩所・窪目の五ヶ郷の名は、他の所領と同じく文書目録に見えるが、永和の官宣旨、および持氏の安堵状に見えてからは円覚寺にその名を見ない。以上のように鎌倉御所の管轄下でない国の莊園、つまり遠方の所領は漸次失なわれてしまったが、一方建武以降足利氏の庇護下に寄進された所領もあったわけで、前述した如く、その規模は鎌倉時代のものと比較して概して小さい。

以下紙数の関係でその大略を表示する。

寄進地ほか	寄進年月	寄進者	寄進の目的	関係文書
駿河国葉梨庄内上郷・中郷	観応二年三月二十五日	今川範国	？	〔心省 今川寺願寄進状（2-143）ほか 2-144, 2-195〕
八幡郷	？ 【貞治二年不知行】	今川範国	？	〔円覚寺文書請取状（2-160）ほか 2-161〕
駿河国下嶋郷内大屋勘解由左衛門尉の旧領	貞治元年十二月二十一日	今川範氏	追善費用	〔駿河国守護 今川書下（2-161）ほか 2-168, 2-186, 2-187, 2-231〕
駿河国下嶋郷々司方	貞治二年壬正月十二日	今川範国	追善費用	〔將軍家 足利義詮御判御教書（2-163）ほか 2-164, 2-165, 2-168〕
駿河国浅応眼庄内東郷・瀬奈春吉・鎌田春吉・高松春吉	？	今川範国	関銭・津料の免除	〔駿河国守護 今川書下（2-231）ほか 2-232, 2-233, 2-236〕
武蔵国丸子保平間郷内知行分半分	応安五年二月十五日	仍海	追善費用	〔仍海寺願寄進状（2-200）ほか 2-201, 2-236, 2-238〕

武藏国江戸前嶋内	?	?		〔官宣旨〕2-236、2-238)
駿河国佐野郷	永和元年二月	足利氏満	造營料	〔関東管領上杉能憲奉書〕2-207) ほか 2-257、2-279、2-280、2-281、2-282、2-288、2-303、2-313、2-315、2-316、2-317、2-330
越後国加地庄	永和二年壬七月十日	足利氏満 か	諸役免除	〔越後国守護上杉憲栄遵行状〕2-213) ほか 2-236、2-245、2-247
駿河・武藏・甲州・相模・安房・上総・下総・常陸・上野下野	永和二年九月二十四日	足利氏満	造營要脚	〔関東管領上杉能憲奉書〕2-214) ほか 2-215、2-216、2-217、2-222、2-229、2-234、2-235
常陸国小河郷 (三ヶ年間)	永和二年十一月二十四日 (永徳二年永代寄進)	足利氏満	造營料	〔関東管領上杉能憲奉書〕2-223) ほか 2-226、2-227、2-258、2-259、2-260
鎌倉中の間別銭一文 (三ヶ年間)	永和二年十二月十九日	足利氏満	造營料	〔関東管領上杉能憲奉書〕2-224)
箱根山・荻河宿・関所の関銭 (大森葛山関務半分の替として)	康暦二月六月	足利氏満	造營料	〔鎌倉御所満寺御教書〕2-249) ほか 2-250
相模・上総・下総・安房国の棟別銭一疋	至徳元年六月二十五日	足利氏満	造營料	〔関東管領上杉能憲方奉書〕2-267) ほか 2-268、2-269、2-270、2-271、2-289、2-299
常陸国真壁郡竹来郷内中根村	至徳二年二月三日	法 初	追善費用	〔鎌倉御所満寺領寄進状〕2-285) ほか 2-287
下総国印旛印西条	応永二年七月二十八日	足利氏満	?	〔円覚寺文書目録〕2-313) ほか 2-360、2-361
伊豆国府中関所 (箱根山水飲関所の替として)	応永十三年閏六月十五日	足利氏満	造營料	〔伊豆国守護代寺尾憲清打渡状〕2-319) ほか 2-320、2-337
鎌倉中ノ酒壺別銭十四 (二ヶ年間)	応永二十一年五月二十五日	足利持氏	造營料	〔鎌倉御所持寺御教書〕2-327) ほか 2-344
武藏国比企郡竹沢郷内西方	文安六年六月十九日	藤田紀春	?	〔鎌倉持寺御教書〕2-348) ほか 2-365

やや時代は下るが、応永二十六年（一四一九）の「鎌倉御所持御教書」（S-333）に見える所領を列記すると

下総国印西条内外

下総国大須賀保内毛成・草毛両村

上総国畔蒜庄内亀山郷ならびに沼田寺

上総国土気郡堀代郷駒込・赤荻両村

上総国一宮庄内南上郷

上総国望東郡金田保内大崎村

武蔵国江戸前嶋内森木村

武蔵国丸子保内平間郷半分

上野国玉村御厨内北玉村

常陸国真壁郡内中根村

出羽国北寒河江庄五ヶ郷

門前屋地

と見え、門前屋地を除いてすべて地頭職である。

この間、応安七年（一二七四）の火災、応永八年（一四〇一）二月、応永十四年（一四〇七）十一月と再度の火災があり、その後も数度の火災、足利氏の衰亡などによって当寺も振わなくなつたが、天正十八年（一五九〇）、徳川家康の入部の際、一四四貫八三〇文が寄せられ、「徳川家康判物案」2-393、やや旧観を復し得る。

おわりに

鎌倉円覚寺の所領をめぐって、中世の一寺院たる円覚寺が、鎌倉時代には北条氏の庇護下に、建武中興以後は足利氏の帰依によって多くの寺領を寄せられ、その伸張する過程を見たわけであるが、当寺の開基、北条時宗と開山、無学祖元との関係について、辻善之助著『日本文化と仏教』の中で、『弘安四年敵兵百万来って博多を攻めたけれども、時宗は一向気にもかけず、ただ毎日老僧（自分即ち祖元）と諸僧を招いて、法話を交へ、禪定の樂にひたっていた。後に至り、果して仏天これに感応し、国家平穩に歸した。かくの如きの精神の力量を具へてゐるのは、実に不可思議である。これ蓋し仏の生まれかわりであらう。』（新訂一〇五頁注）と述べられているように、中世仏教、とくに禅宗が、鎌倉武士精神の涵養に与つて力があつたことを想察させる。

円覚寺の建築をしても、板葺・草葺を用い、質実簡素の家風を失なわず、自ら鎌倉武士の面目を発揮しているかのようである。

（東京瓦斯株式会社勤務）